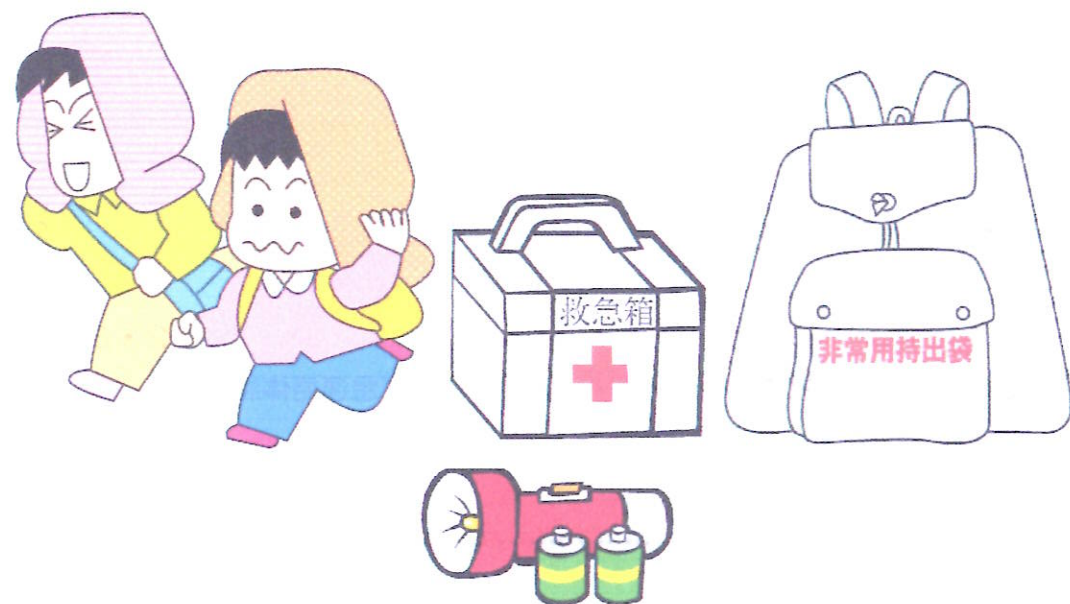


宇佐市立天津小学校

危機管理マニュアル

令和8年4月改定版



1. 台風・集中豪雨
2. 地震・津波
3. 火災
4. 不審者侵入
5. いじめ
6. 学級（授業）がうまく機能しない状況
7. 授業中の事故
8. 登下校中の交通事故

	安全担当	教頭	校長
最終確認日	月 日	月 日	月 日

目 次

第1部 天津小学校における危機管理体制の確立	1
1 危機管理の目的とプロセス	1
1 危機管理の目的	
2 危機管理のプロセス	
2 危機発生時の緊急対応について	2
1 緊急対応における要点	2・3・4
2 危機発生時の緊急対応のモデル 救急および緊急連絡体制	5
※ 資料：『学校における危機管理チェックリスト』	6
第2部 事項別危機管理マニュアル	7
(1) 台風・集中豪雨	7
(2) 地震・津波	8
(3) 火災	9
(4) 不審者の侵入	10
(5) いじめ	11
(6) 学級（授業）がうまく機能しない状況	12
(7) 授業中の事故	13
(8) 登下校中の交通事故	14
※ 図解資料 心肺蘇生法のABC+D	15
第3部 事例別対応資料《職員研修用資料》	16
①セクシャルハラスメント	16
②出張中の交通事故	17
③成績書類等（個人情報）の紛失	18
④体罰事件	19
⑤教職員のメンタルヘルス	20

第1部 天津小学校における危機管理体制の確立

1 危機管理の目的とプロセス

(1) 危機管理の目的

天津小学校における危機管理の目的は、次の3点とする。

- (1) 子どもと教職員の生命と生活を守ること
 - (2) 子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
 - (3) 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること
- (出典: 「危機管理の法律常識」 菱村幸彦 編 教育開発研究所)

(2) 危機管理のプロセス

危機管理には、次のプロセスがある。

- (1) 危機の予知・予測
- (2) 未然防止に向けた取組
- (3) 危機発生時の対応
- (4) 対応の評価と再発防止に向けた取組

(1) 危機の予知・予測

○過去発生した本校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努めること。
また、児童や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努めること。

(2) 未然防止に向けた取組

○日ごろから、一人一人の児童への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検等により、未然防止に向けた取組を行うこと。
また、児童、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行うこと。

(3) 危機発生時の対応

○危機が発生した場合、適切な対応により、児童、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめること。この対応が「緊急対応」である。
※本マニュアルについては、この「緊急対応」について事項別にまとめている。ただし、上記(1)(2)の日常の取り組みこそが危機管理意識として求められていることを肝に銘じておきたい。
そこで、本マニュアルには「緊急対応」の流れに加えて、「未然防止のポイント」も併記した。

(4) 対応の評価と再発防止に向けた取組

○緊急時の対応を事態収拾後に総括し、再発防止に向けた取組を実践していくこと。
また、未然防止の取組についても、定期的に評価し改善していくとともに、日々の教育活動の充実に努めること。

2 危機発生時の緊急対応について

(1) 緊急対応における要点

- | | |
|--|--|
| (1) 冷静な対応 | ※危機管理の『さ・し・す・せ・そ』
さ…最悪の場合を考えて、
し…慎重に、
す…すばやく、
せ…誠意ある行動で、
そ…組織的に。 |
| (2) 管理職のリーダーシップ (※不在時:校長→教頭→生活指導主任または教務主任) | |
| (3) 正確な情報収集及び情報の共有化 | |
| (4) 組織的な対応 | |
| (5) 保護者・地域社会との連携 | |
| (6) 関係機関との連携 | |
| (7) 通信手段の確保 | |
| (8) 報道機関への対応 | |

(1) 冷静な対応

マニュアルに示された手順・内容に従い、最優先とする対応は何かを意識しながら、冷静に対応する。

(2) 管理職のリーダーシップ

危機発生時、管理職は状況を判断し、全教職員に「緊急対応を行う」旨を明確に伝え、役割分担等についての的確な指示を行う。

また、教職員からの報告・連絡が円滑に行えるよう、管理職は所在を常に明らかにしておく。

(3) 正確な情報収集及び情報の共有化

事件・事故発生時、周囲にいた児童等から可能な限り正確に聞き取った情報を、対策本部において整理し、要点を文章化する。そして、教職員でその情報の共有化を図る。

(4) 組織的な対応

対策本部での決定事項をその構成員である教師が速やかに他の教職員に指示・伝達し学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。

また、混乱した状況では、教職員の臨機応変な対応が必要となるが、個人の判断で対応することは極力避ける。やむを得ず個人の判断で対応した場合は、必ず事後に報告するなど「報告・連絡・相談」の徹底を図る。

(5) 保護者・地域社会との連携

保護者や地域づくり協議会等の関係者と協力して危機の解決に当たるとともに、児童及び学校の教育活動を守る体制づくりをする。

<緊急保護者会を開催する場合>

① 開催の判断

緊急保護者会の開催については、管理職は宇佐市教委や保護者代表等と連携を図り、次のような点を考慮の上で判断する。

〔判断基準〕

- ・事件・事故が当事者だけでなく、他の児童及び保護者に与える影響が大きい。
- ・児童及び保護者に、不安感や学校に対する不信感が高まっている、または高まる可能性がある。

② 目的

緊急保護者会は、次のようなことを目的に実施する。

- ・事件・事故についての正確な事実や対応の概要を説明することで、噂の流布等による混乱を避ける。

- 学校運営の正常化を図るため対応方針を説明し保護者や地域の人々の協力を求める。
- 学校の対応方針等に対する保護者の要望や考えを聞く。

③実施上の留意点

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> i 説明内容の十分な準備 ii 個人情報への配慮 iii 教職員の共通理解 iv 誠意ある対応 v 教育委員会・保護者等との連携 |
|--|

- i 説明内容の十分な準備
学校が収集した情報について、事実と確認した情報とそうでない情報の整理や、事件・事故の背景等を分析し、説明内容について十分準備しておく。
- ii 個人情報への配慮
事件・事故にかかわる児童の人権やプライバシーについて 最大限の配慮を行う。
- iii 教職員の共通理解
管理職は、教職員に保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針等について説明し、共通理解を図っておく。
- iv 誠意ある対応
保護者会において、様々な意見や要望が出されることが考えられる。それらをきちんと受け止めた上で、誠意をもって対応する。
- v 宇佐市教育委員会・保護者との連携
開催目的・内容等について、宇佐市教委や保護者と事前に協議する。必要な場合は、助言や職員の保護者会への同席等を、宇佐市教委に依頼する。

(6) 関係機関との連携

宇佐市教委や警察、児童相談所等の関係機関と連携を図り、今後の対応に関する助言や支援を得る。

(7) 通信手段の確保

保護者や報道機関等からの問い合わせ等が殺到し、学校の電話が使用できなくなった場合には、非常用の通信手段を確保する。ファクシミリやメールが有効である。また、教職員の所有する携帯電話を、本人の同意を得た上で、連携を図る必要のある機関に番号を伝え、非常用電話として利用することも考えられる。

(8) 報道機関への対応

報道機関の取材を受けた経験が少ない場合等、十分な対応ができないことも考えられるので、宇佐市教育委員会から助言を得ながら対応する。

<報道機関への対応>

①対応の基本的姿勢

報道機関への対応については、次の姿勢で対応する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> i 情報の公開 ii 誠意ある対応 iii 公平な対応 |
|---|

- i 情報の公開
個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないか等の誤解が生じないようにする。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えら

ない場合、その旨を説明し、理解を求める。

ii 誠意ある対応

報道を通じて、事件・事故の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できる。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう、誠意をもって対応する。

iii 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

②対応のポイント

- | |
|--------------------|
| i 窓口の一本化 |
| ii 報道機関への依頼 |
| iii 社名、記者名、連絡先等の確認 |
| iv 取材意図の確認及び準備 |
| v 明確な回答 |
| vi 宇佐市教育委員会との連携 |
| vii 記者会見の設定 |

i 窓口の一本化

取材要請があった場合、対応は校長または教頭が窓口となり、一本化する。どちらが窓口となるかについては、あらかじめ協議しておく。

ii 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、児童の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関する依頼を文書等により行う。

〔依頼内容(例)〕

□校内の立ち入りに関して

□取材場所、時間に関して

□児童や教職員への取材に関して 等

iii 社名、記者名、連絡先等の確認

取材要請があった場合、後に連絡が必要となることがあるので、必ず社名、記者名、連絡先等を確認しておく。

iv 取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成することなどにより、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。

v 明確な回答

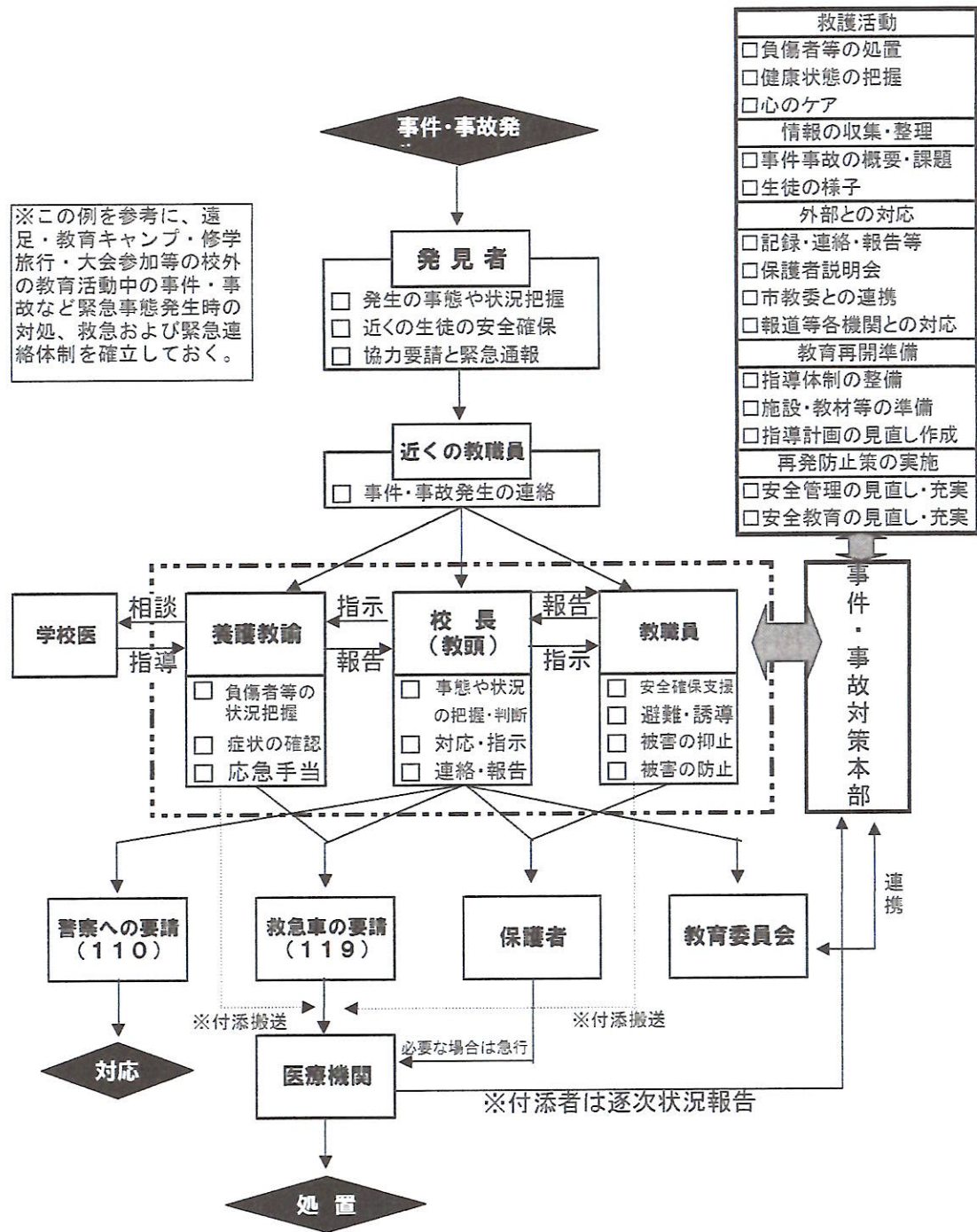
不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようなあいまいな返答はしない。

vi 宇佐市教育委員会との連携

記者会見を開く際の留意事項等について助言を得るなど宇佐市教育委員会に支援を要請する。

vii 記者会見の設定

取材要請が多い場合は、宇佐市教委と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。その際、会見場所、時間等については、学校運営が混乱しないよう考慮した上で決定する。取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考えられる。



※緊急連絡体制作成時には、

- ① 現地の長および対策本部(学校)の長との指揮・連絡系統を明らかにしておく。
- ② 現地医療機関の確認・搬送体制を確認し、緊急体制を確立しておく。
- ③ 学級(地区)連絡網・職員連絡網・緊急連絡先一覧等の点検・携帯を忘れない。

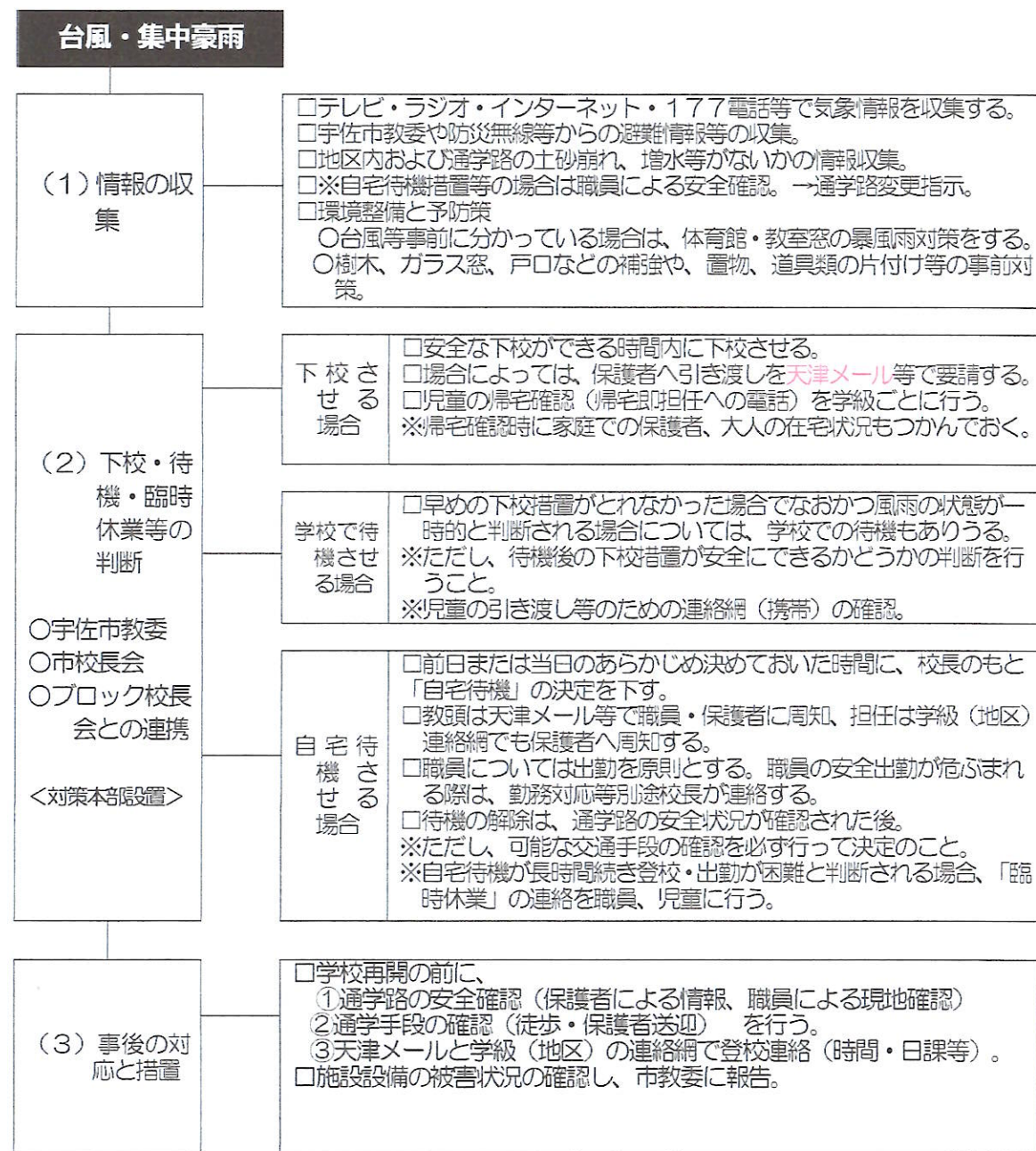
【参考資料】 『学校における危機管理チェックリスト』

【活用の目的とねらい】 このチェックリストを活用して、学校内で議論を行うことにより、さまざまな問題に気づき、それらに対して適切な対応を行っていく。

<p>1 社会・経済情勢、世論・世評の変化の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している教育活動や業務が、開始時と比べて、社会情勢等の前提条件が変わってしまったことにより、経費の増加、保護者の理解等、何か問題が生じる可能性はありませんか？</p>
<p>2 法律等の改正についての確認</p> <p><input type="checkbox"/> 教育活動や業務を実施する際に根拠としている法令等について、十分な注意を払っていますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 法律・条例・規則等の改正は行われていませんか？</p> <p><input type="checkbox"/> 国等から、新たな通知や通達が出されていませんか？</p> <p><input type="checkbox"/> 訴訟等にかかる新たな判決が下されていませんか？</p>
<p>3 他の学校等の現状と問題点の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 他の学校や企業等で発生した、不祥事や事故と同様の事象が発生するおそれはありませんか？</p>
<p>4 ルールの遵守についての確認</p> <p><input type="checkbox"/> 法令、規則等に定められた手順を省略するなど、正規の手順に従わずに教育活動や業務を実施していることはありませんか？</p>
<p>5 情報の適正な取り扱いについての確認</p> <p><input type="checkbox"/> 教育活動や業務を進める上で必要な情報は、教職員間で共有されていますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 教育活動や業務を実施する過程において、管理職や関係教職員に報告・連絡・相談をタイミングよく行っていますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 情報を、適正に収集、管理、使用していますか？また、正当な理由なく、個人情報を第三者へ開示したり目的外の利用を行ったりしていませんか？</p>
<p>6 批判や苦情についての確認</p> <p><input type="checkbox"/> 実施している教育活動や業務に対して、保護者や地域住民から批判や苦情を受けていませんか？</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員の対応・行動で、保護者や地域住民から批判がでるおそれのあるものはありますか？</p>
<p>7 教育活動や業務の進行管理についての確認</p> <p><input type="checkbox"/> 教育活動や業務は予定通りに進行していますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 教育活動や業務が予定通りに進行していない場合には、その遅延・障害要因をチェックし、必要な対策を講じるなど、予定通り進行するように努力していますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 校長の承認を経ずに、教育活動や業務を実施しているようなことはありませんか？</p> <p><input type="checkbox"/> 複数の教職員によって分掌しなければ、横領等教職員の不正につながるようなリスクのある業務や手続については、複数の教職員が担当するか、または必ず管理職等のチェックが入るなど、業務の流れのなかでチェック機能が働く仕組みになっていますか？</p>
<p>8 教育活動や業務上必要とされる知識・スキルについての確認</p> <p><input type="checkbox"/> 教育活動や業務遂行のために不足している能力・スキルがあった場合、必要に応じ研修等で学習し修得していますか？</p>
<p>9 外部委託先の業務内容についての確認</p> <p><input type="checkbox"/> 業務委託先の企業等が、契約等で定められた事項について確実に実施していることを確認していますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 契約上、不履行等問題が生じた場合の対応は考慮されていますか？</p>
<p>10 校務分掌の観点についての確認</p> <p><input type="checkbox"/> “もたれあい” などから分掌間の隙間に陥り、責任体制が不明確になってしまったケースはありませんか？</p> <p><input type="checkbox"/> “連絡ミス” などから、他の分掌とうまく連携がとれなかったケースはありませんか？</p>
<p>11 安全についての確認</p> <p><input type="checkbox"/> 教育活動や業務を実施するにあたり、安全確保対策を確実に実施していますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 異常や危機の兆候が発見された場合は、最善の安全措置をとっていますか？</p>
<p>12 コンプライアンス（法令、倫理規定の遵守）についての確認</p> <p><input type="checkbox"/> 人権を尊重し、相手の立場に立って考え、行動していますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 児童生徒や保護者等に対し、誠実に接するとともに、節度ある健全な関係を保っていますか？</p>
<p>13 オープンなコミュニケーションについての確認</p> <p><input type="checkbox"/> 「風通しの良い職場」になっていますか？</p>
<p>14 危機発生時の対応についての確認</p> <p><input type="checkbox"/> 危機が発生した場合に、まず何をなすべきかを知っていますか？</p>

第2部 事項別危機管理マニュアル（緊急対応の要点と未然防止のポイント）

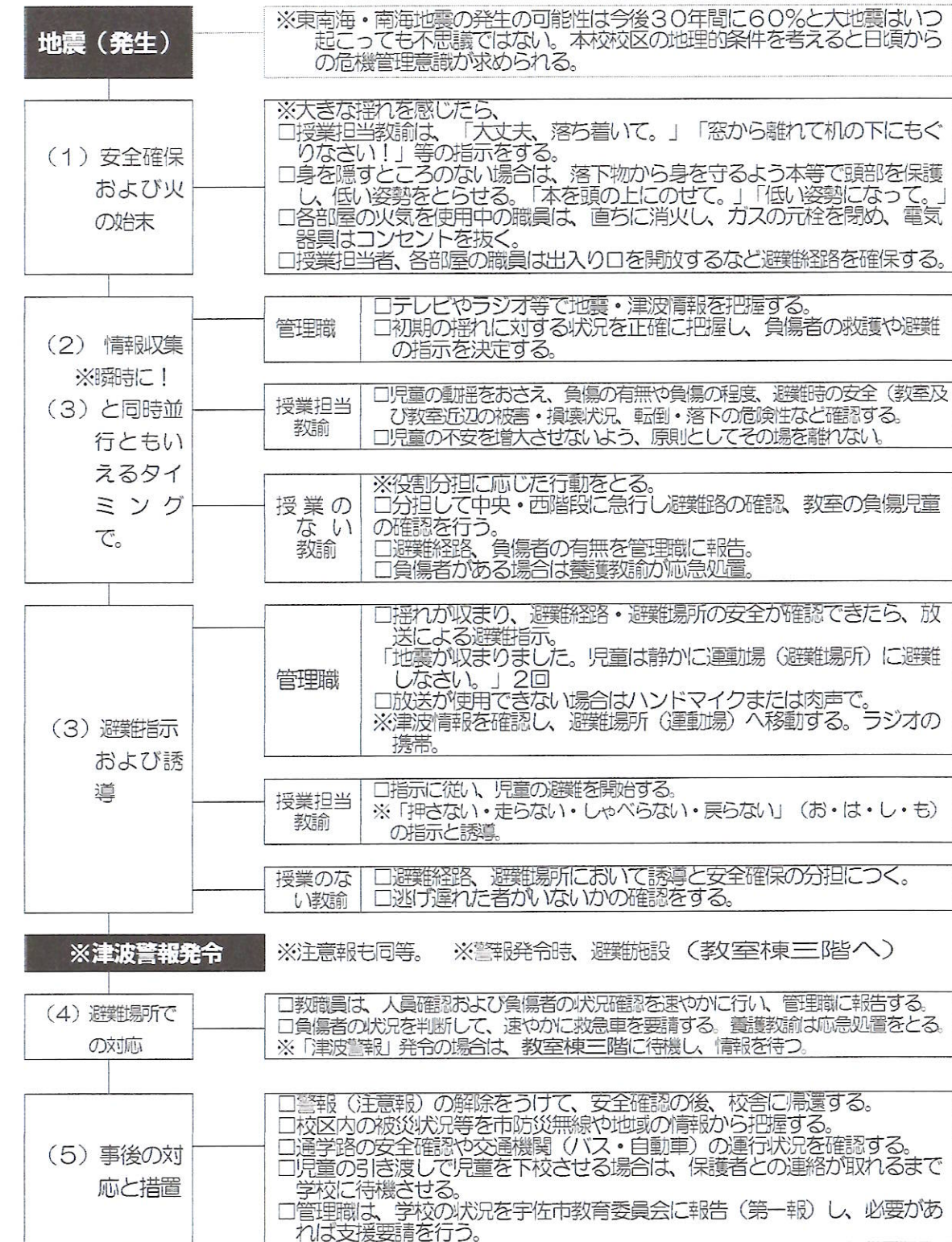
(1) 台風・集中豪雨等の風水害



被害を最小限に防ぐポイント

- (1) 情報収集手段の整備・点検
 - ① ラジオ・テレビ・電話・ファクシミリ・インターネットおよび防災無線の整備・点検。
 - ② 教職員連絡網・児童連絡網、関係諸機関連絡先一覧の作成・点検。
 - ③ 情報収集のための保護者や区長等との情報連絡体制を整えておく。
- (2) 校区内の危険箇所の把握および周知
 - ・校区内の危険箇所（河川危険箇所等）を把握し、児童・保護者および教職員に周知しておく。
- (3) 通学路の確認
 - ・家庭訪問、交通指導、下校指導等の機会を活用して、日頃から児童の通学路の安全、危険箇所を確認しておく。

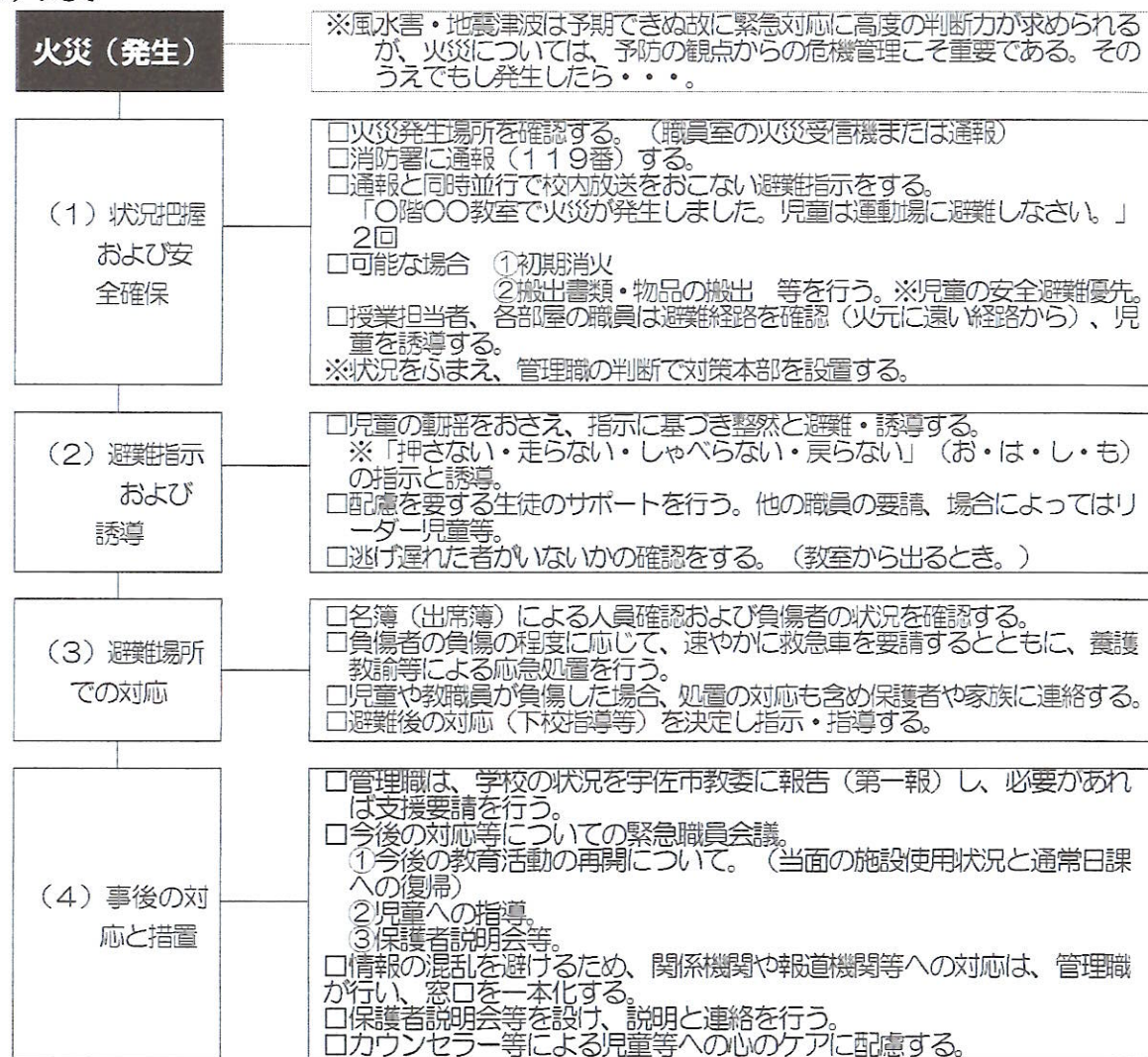
(2) 地震・津波



被害を最小限に防ぐポイント

- (1) 情報収集手段の整備・点検・・・携帯用ラジオ・ハンドマイク・防災無線等の整備と点検。
- (2) 防災体制の確立・・・日頃から教職員の危機管理意識を高めるとともに、マニュアル等に基づいた防災体制の点検・整備をしておく。
 - ・学校は地域住民の避難所としての運営体制の整備・確立も求められる。
- (3) 実践的な避難訓練の実施・・・児童が地震発生時に落ち着き、正しい行動がとれるように、日頃から緊急時の行動について理解させておくとともに、様々な場面を想定した防災避難訓練を実施する。

(3) 火災



未然防止のポイント

(1) 火の扱いに対する学習

- ①児童に対して、授業や学校生活の中で日常的に「火の便利さ」と扱いの不十分さによる「火の怖さ」について理解させる。
- ②火を取り扱う学習時（家庭科、理科、特別活動、総合的な学習など）には、特に安全対策第一を考え、正しい火の取り扱いについて指導するとともに、火災へとつながりやすいふざけや誤った操作がないように学習ルールを確立する。

(2) 消火器・消火栓の扱いの学習

- ・教職員は、消火器・消火栓の場所を確認しておき、火災時に使用できるように、学習訓練をしておく。

(3) 避難法の訓練

- ・児童、及び教職員が火災発生時に安全かつ迅速に避難できるように、防災訓練を計画的に実施する。

(4) 消防自衛組織作りと役割と意識化

- ・校長を隊長とし、各教職員に任務分担した自衛消防隊を編成する。また、各教職員は自分の役割・責任について理解する。更に、管理職不在の時でも迅速に対応できるように機能的な組織にしておく。

(5) 火災に結びつく場所や物の日常点検

- ・火災発生の元（原因）となりそうな場所 <給湯室・理科室・家庭科室>等を日常点検する。



(6) 整理整頓

- ・校内の整理整頓をし、特に灯油等引火性のある油類については厳重に保管する。

(4) 不審者の侵入

不審者の侵入	※ 突然の校舎内（教室）への侵入のケース
(1) 児童の安全確保と不審者への対応	<input type="checkbox"/> 当該教室（場所）の教職員は、不審者と児童の間に入り、児童を防御する。 ※①児童の安全な避難。 ②職員自身の安全。をどう確保するか判断と行動。 <input type="checkbox"/> 可能な場合は、手近な道具（モップ・椅子・机・消火器等）を活用し、不審者の移動を阻止する。 <input type="checkbox"/> 不審者の様子を観察し、効果的な阻止行動をとる。 ※語りかけ、誘導隔離等。 <input type="checkbox"/> 武器／刃物等の有無の確認。 <input type="checkbox"/> 児童との距離を確保した後、大声で、児童に避難を指示する。可能なら、職員室へ連絡するよう児童に指示する。 「外へ逃げる」等。 <input type="checkbox"/> 大声で、他の職員を呼び、（応援および通報の依頼。） ※応援は男性職員が急行する。さす又等の携行。
(2) 不審者への対応	<input type="checkbox"/> 当該教室の教職員は、不審者との間合いに注意を払いながら、不審者の移動を阻止する。 <input type="checkbox"/> 応援に駆けつけた教職員は、役割を分担して、児童の避難の安全確保と不審者の阻止に分かれる。 ※他教室の児童も全員避難させる。（避難場所＝運動場）
(2) 関係機関への緊急連絡	<input type="checkbox"/> 連絡を受けた教頭（職員室在室職員）は、警察（110番）に通報するとともに必要に応じて救急車を要請する。※宇佐警察署32-2131 天津駐在所33-0827 <input type="checkbox"/> 通報と同時並行で校内放送をおこない避難指示をする。 「〇階〇〇教室で緊急事態発生。児童は運動場に避難しなさい。」2回
(3) 児童の安全避難と隔離	<input type="checkbox"/> 不審者阻止にあたる職員以外の教職員（女性職員中心）は、避難場所に集めた児童の掌握（人員および負傷等の確認）を行い、管理職に報告する。 <input type="checkbox"/> 警察の到着まで、阻止の状態に気をつけながら現場待機する。 ※万一不審者が移動してきた場合は、距離を十分とる場所に移動させる。
(4) 負傷した児童職員への対応	<input type="checkbox"/> 養護教諭等は、負傷者の応急処置を行うとともに、救急車が来たら同乗し、医療機関へつぎそう。 <input type="checkbox"/> 他の1名も自家用車で同時に医療機関へ同行する。 <input type="checkbox"/> 担任は、負傷した児童の保護者に連絡をとり、負傷状況や搬送先の病院名等を伝える。
(5) 不審者の身柄確保	<input type="checkbox"/> 警察によって不審者の身柄確保を行う。 <input type="checkbox"/> 完全な確保を見届けて、管理職は避難場所集合隊形を解く。
(6) 事後の対応と措置	<input type="checkbox"/> 管理職は、教育委員会に状況報告を行う。（第一報） <input type="checkbox"/> 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関等への対応は、管理職が行い窓口を一本化する。 <input type="checkbox"/> PTA役員会、保護者説明会等を設け、保護者に対して説明と連絡を行う。 <input type="checkbox"/> カウンセラー等による児童等への心のケアに配慮する。

未然防止のポイント

- (1) 侵入を防ぐ『3段階のチェック体制』
- ① 校門 ⇒校門前のお宅に見守りの依頼をし、常に情報共有する関係をつくる。
 - ② 校門から校舎入り口まで ⇒進行場所の指定、誘導プレート表示、死角の排除等。
 - ③ 校舎への入り口 ⇒玄関受付で記名。児童入り口は、児童登校後施設。
- (2) 日頃から教職員の危機管理意識を高めるとともに、不審者侵入事故を想定した避難訓練を実施する。
 ※不審者を隔離するための具体的な対応の仕方、警察、消防署への通報を取り入れた訓練などの実施。
- (3) 学校への不審者侵入を防ぐために、「保護者」「学校運営協議会」「天津地域づくり協議会」と連携し、安全を守るために、校外の巡視・巡回等の取組を依頼。人型の模型を設置する等防犯対策
- (4) 放課後児童クラブと避難方法等共有し、連携した取組を進める。
- (3) 警察署（駐在所）や家庭・地域との連携⇒不審者情報の家庭への発信。

(5) いじめ

<p>いじめ</p>	<p>【いじめの基本認識】 いじめは人権侵害であり絶対に許されない行為である。学校はいじめられている児童の立場に立ち、全力でその児童を守り、問題の解決を図る。</p>
<p>(1) 被害児童からの事実確認及び保護者への対応</p>	<p>【緊急対応のポイント】 管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭が問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭が問には、分掌主任等が担任に同行するなど、複数で対応する。</p> <p>【児童】 <input type="checkbox"/> 保護者の了解を得た上で、事実確認を行う。 <input type="checkbox"/> 児童の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。 <input type="checkbox"/> 児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。</p> <p>【保護者】 <input type="checkbox"/> 保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。 <input type="checkbox"/> 児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。</p>
<p>(2) 対応方針の決定及び役割分担</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭が問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。 <input type="checkbox"/> 収集した情報は速やかに生活指導担当者や管理職に伝えることができるように、教師の情報連絡体制を整える。</p>
<p>(3) いじめた児童・周囲の児童からの事実の調査・確認</p>	<p><input type="checkbox"/> 5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや意図が入らないように慎重に行う。 <input type="checkbox"/> いじめた児童から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。 <input type="checkbox"/> 周囲の児童から聞き取る際には、例えばグループで面接し「困っている友達はいないかな」などの問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。</p>
<p>(4) いじめた児童・保護者への対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 家庭が問（または保護者召喚）等により、児童と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく分掌主任が同席するなど、複数の教師で対応する。 <input type="checkbox"/> 児童に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。 <input type="checkbox"/> 保護者に、いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求める。 <input type="checkbox"/> 保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けた取組を考えながら、家庭での子どもへの接し方等について助言する。</p>
<p>(5) 学級・学年全体への指導</p>	<p><input type="checkbox"/> いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。 <input type="checkbox"/> いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。</p>
<p>(6) 指導の継続</p>	<p><input type="checkbox"/> 担任は、いじめられた児童やいじめた児童の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して児童の成長を見守る。 <input type="checkbox"/> 関係した児童の成長についての情報を教師間で定期的な交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。</p>
<p>(7) 関係機関との連携</p>	<p><input type="checkbox"/> 児童に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。 <input type="checkbox"/> 暴力や恐喝等を伴ういじめについては、早急に警察との連携を図る。</p>

未然防止のポイント

- (1) いじめに関する校内体制の確立・・・生活指導主任を中心に、教師の認識を高める取組や、悩み調査を実施する取組、緊密な情報交換等により、いじめの早期発見に向けた取組を充実する。また、いじめは絶対に許さないという教師の姿勢を、日ごろから折に触れ、児童に示す。
- (2) いじめを許さない学校・学級づくり・・・児童会活動や学級活動等を通じて、いじめを見かけたら、児童がその場で注意することのできる、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。
- (3) 教育相談の充実・・・定期的な教育相談や、教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場づくりを心がけ、児童一人ひとりと話し合う機会を多くもつ。また、個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。
- (4) 保護者・地域との連携・・・保護者や地域からの情報収集がしやすいように、例えば登下校の様子等について、保護者や地域の協力者と定期的に連絡を取り合うなど、連絡体制を確立しておく。

(6) 学級（授業）がうまく機能しない状況（いわゆる「学級崩壊」）

**学級がうまく機能しない状況
（いわゆる「学級崩壊」）**

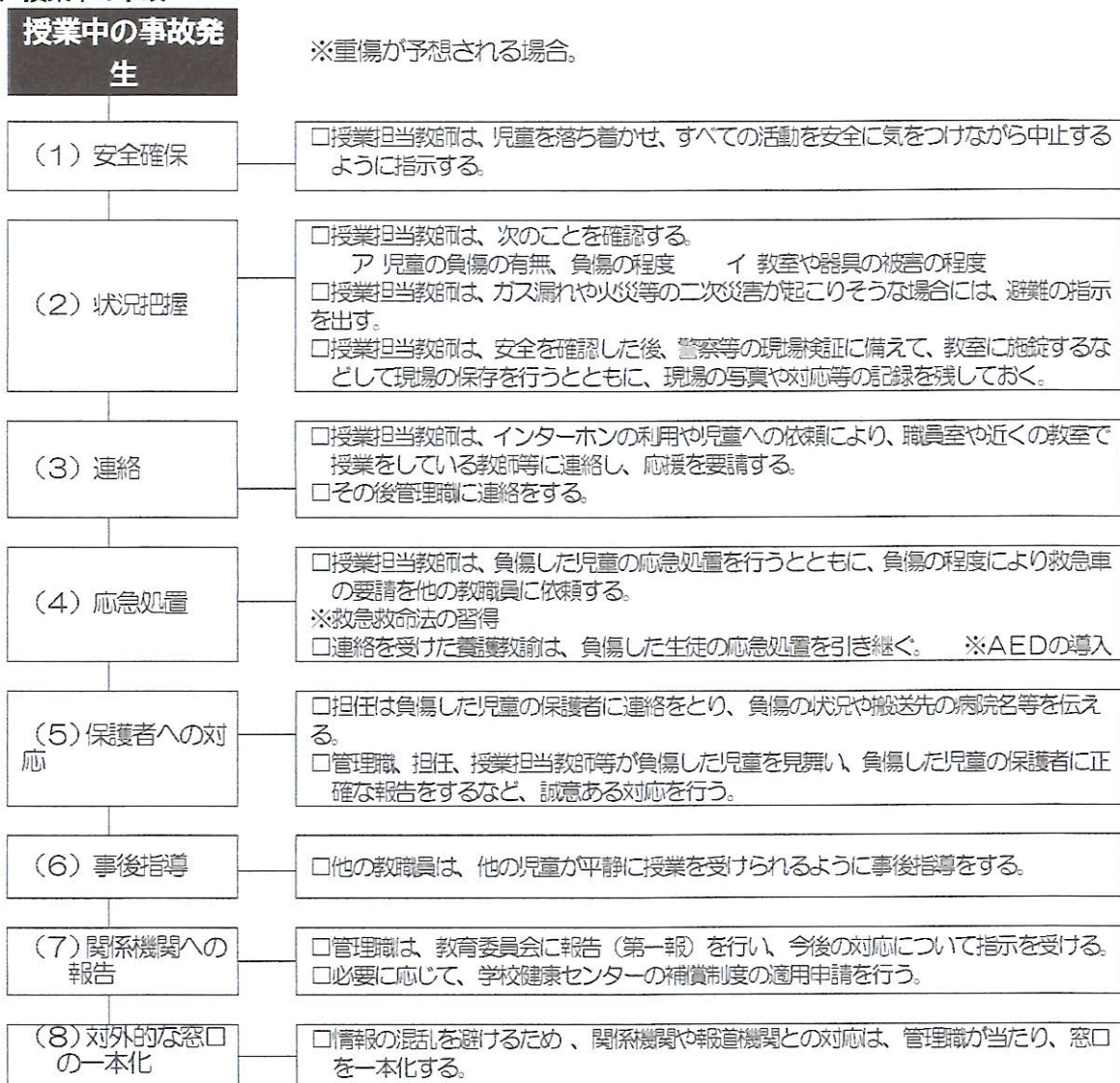
※一部児童の不適応行動が学級（授業）全体におよび、保護者の一部から強い苦情が寄せられるケースも含む。

<p>(1) 担任への支援体制の確立</p>	<p>〔情報収集及び指導方針・役割分担等の決定〕 <input type="checkbox"/> 管理職は、関係教職員から情報を収集し、今までの経過や、原因・背景を分析する。そして、今後の対応方針について関係教職員と協議する。</p> <p>〔授業形態や指導方法の工夫〕 <input type="checkbox"/> 学年での交換授業や教科分担等で教師の専門性を生かすようにしたり、チーム・ティーチングを導入したりするなどの取組を行う。 <input type="checkbox"/> 学級担任を中心に、担任と共に授業の指導計画や指導案を作成するなどの取組を通して、担任に助言をする。</p>
<p>(2) 保護者への対応</p>	<p>〔学級保護者会の開催〕 <input type="checkbox"/> 管理職や学級担任等も同席し、学校全体として対応することを伝える。 <input type="checkbox"/> まず保護者に対して、児童の人権やプライバシーに十分配慮しながら、現状を正確に知らせるとともに、問題解決のための指導方針と具体的な対応策を説明する。その後保護者の意見を聞き、その対応策を協力して練り上げるようにする。 <input type="checkbox"/> 事前に、会の進行計画、協議内容等について、保護者代表と協議しておく。</p> <p>〔問題行動を起こす児童の保護者への対応〕 <input type="checkbox"/> 家庭訪問を行うことなどにより、保護者に本人の行動についての事実を伝え、指導方針について説明するとともに、学校への協力を依頼する。 <input type="checkbox"/> 保護者の思いや心配を共感的に聞き、共に子どもの健全育成について考えていく態度で接しながら、子どもへの接し方等について助言する。</p>
<p>(3) 児童への対応</p>	<p>〔問題行動を起こす児童への対応〕 <input type="checkbox"/> 一人一人と向き合う機会を数多くもつようにし、行為の背景に不満や悩み等がある場合は共感的に対応しながら、解決に向けて共に考える。担任との信頼関係が不十分な場合は、教育相談担当等の他の教師が対応し、担任との信頼関係づくりを行う。 <input type="checkbox"/> 問題を起こす児童がグループ化している場合は、グループ指導と個別指導を行う。</p> <p>〔学級全体への指導〕 <input type="checkbox"/> 授業の成立を基本にすえ、分かる授業を目指すとともに、授業における約束事について話す場を設け、ルールづくりを行う、等。</p>

未然防止のポイント

- (1) 早期の実態把握と早期対応
 日ごろから児童の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するようにかかわる。また、事態が進行する前に学年内はもちろん管理職等にも相談し、協力を得ながら解決するなど、早期の対応を心がける。
- (2) 児童の実態を踏まえた魅力ある学級づくり
 1年間を見通した学級経営を構想しながらも、変化に柔軟に対応する姿勢をもち、授業改善や児童が存在感や自己実現の喜びを味わえるような学級経営に努める。
- (3) チーム・ティーチング等の指導法の工夫
 チーム・ティーチングや小集団での学習を取り入れるなど、指導法の工夫を行うことにより、児童と教師相互の個性を生かせるような授業改善に努める。
- (4) 情報交換と共通理解
 生活指導の情報交換会等を定期的に行い、学級経営を巡る問題について日ごろから学校・学年全体で取り組み解決していく。また、悩みを何でも相談できる雰囲気や大切にし、担任が一人で問題を抱え込まないようにする。組織的な対応を進める。
- (5) 保護者との連携
 学級懇談を積極的に行い、学級の指導方針を年度の早い時期に知らせた、児童の変化や問題行動についてタイミングを失さないように保護者に伝えることを大切にする。
- (6) 学校間の連携
 小学校で学級がうまく機能しない状況等の情報が中学校入学時の情報交換時に出てくるよう、学校間の連携を図る。

(7) 授業中の事故



未然防止のポイント

(1) 指導計画の作成

- ① 児童がゆとりをもって活動（観察・実験）に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。
 - ② 活動中（観察・実験）での児童の実態を十分把握し、安全にかかわる指導内容を指導計画に位置づける。
- ※原則として、活動には担当教師がつくこと。担当教師不在時は、活動を中止する。

(2) 活動（実験）前の安全点検

- ① 経験を積んだ活動（実験）でも必ず事前確認（予備実験）を行い、安全性を確かめておく。
- ② 実施する活動（実験）での器具や薬品の安全な取り扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方についても指導しておく。

(3) 活動（実験）中の安全

- ① グループ活動（実験）では役割分担を決め、責任をもって行うよう指導する。
- ② 活動（実験）する場所を整理させる。不要な用具は片づける。
- ③ 活動（実験）の注意事項を守らせる。
- ④ 活動（実験）中は適切な机間指導を行う。

(4) 活動（実験）後の安全

- ① 責任をもって後片づけをさせる。
- ② 活動（実験）で生じた廃液や廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導をする。
- ③ 使用（実験）器具・用具を点検させ、元の場所に返却させる。指導者による確認・施設。

(8) 登下校中の交通事故

登下校中の交通事故発生	
(1) 救助の要請	<input type="checkbox"/> 事故発生の連絡を受けた教職員は、直ちに救急車の手配について確認を行う。 <input type="checkbox"/> 次に、警察についても事故の通報の確認を行う。
(2) 情報収集	<input type="checkbox"/> 管理職は、複数の教職員に、児童名簿、学校へ連絡できる物(携帯電話等)を持って現場へ向かうよう指示する。 <input type="checkbox"/> 事故対応用に電話回線を確保する。 ※携帯電話間のやりとりもある。
(3) 応急処置	<input type="checkbox"/> 現場に到着した教職員は、救急車がまだ到着していない場合、手分けをして、応急処置や、現場にいる他の児童の安全確保を行う。 <input type="checkbox"/> 負傷者が多数で混乱している場合は、付近の住民に応援を要請する。
(4) 状況把握および学校への連絡	<input type="checkbox"/> 現場の教職員は、被害児童の氏名、負傷状況、救急車での搬送先を確認し、同乗者、連絡者を決めて学校へ連絡する。 <input type="checkbox"/> 現場に残った教職員は警察による現場検証に立ち会い事故の状況把握に努める。
(5) 保護者への対応	<input type="checkbox"/> 学校で待機している教職員は、現場からの報告に基づいて、保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送された病院名を正確に連絡する。
(6) 関係機関への報告	<input type="checkbox"/> 管理職は、事故の概要について、教育委員会へ第一報を入れるとともに、詳細が分かり次第、事故後の交通安全指導も含めて報告する。
(7) 被害児童への対応	<input type="checkbox"/> 管理職・担任は速やかに被害児童を見舞う。 <input type="checkbox"/> 保護者には改めて事故の状況を説明するとともに、誠意をもって対応する。 <input type="checkbox"/> 事故を目撃した児童に、動揺を緩和するための面接や家庭訪問の実施等により、心のケアを継続して行う。
(8) 全校集会の実施	<input type="checkbox"/> 学校は、状況により全校集会を開き、事故の概要を説明し、生命の大切さを説くとともに、安全な登下校について指導する。
(9) 窓口の一本化	<input type="checkbox"/> 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

未然防止のポイント

(1) 通学路の点検

- ① 学校は、保護者等と協力して、通学路の点検を行い、危険箇所があれば速やかに道路管理者等へ改善を要望する。
- ② 日ごろから工事箇所や危険箇所の把握に努め、児童及び保護者への周知を徹底し安全に通学できる体制を整える。

(2) 交通安全教育の充実

- ① 児童の発達段階に応じた交通安全教育の充実に努める。
※交通事故は、未然に防止できるものがあることや、交通法規を守っていても起こりうることに気づかせ、自分自身のこととしてとらえさせる。
- ② 交通安全教室等を開いて、正しい歩行や安全な自転車の乗り方、自動車の内輪差、制動距離等について理解させる。
 - ④ 教職員による定期的な登下校の交通安全指導
 - ⑤ を行う。

【図解資料】

※心肺蘇生法※

心肺蘇生法のABC+Dを知ることが救命救急の命です。

(A…Airway(気道確保)B…Breathing(人工呼吸)C…Circulation(心臓マッサージ)+D…Defibrillation(除細動))

除細動とは、心臓に電気ショックを与えることで、AED(自動体外式除細動器)という機器を使えば誰にでもできる手当てです。

1 肩を叩きながら声をかける



2 反応がなかったら、大声で助けを求め、119番通報とAED搬送を依頼する



3 気道確保と呼吸の確認

気道確保し、「普段どおりの息」をしているかを10秒以内で確認します。
※10秒以上かけてはいけません。



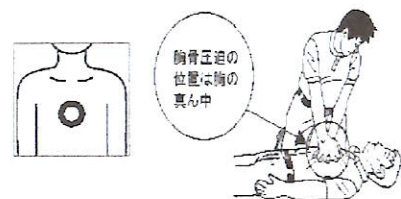
4 呼吸がなかったら、人工呼吸を2回行う

1秒かけて、胸の上がりが見える程度の量を2回吹き込む。
※人工呼吸ができないときは省略できる。



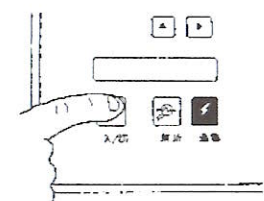
5 人工呼吸が終わったらすぐに胸骨圧迫

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返して行います。
強く・速く・絶え間なく(100回/1分)
圧迫解除は胸がしっかり戻るまで！



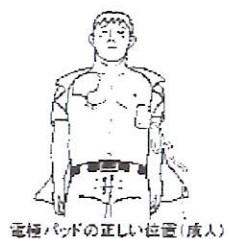
6 AEDが到着したら

まず、電源を入れる。
(ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります。)



7 電極パッドを胸に貼る

電極パッドを貼る位置は電極パッドに書かれた絵のとおり、また皮膚にしっかりと貼ります。
体がり汗などで濡れていたらタオルで拭き取ってください。



8 電気ショックの必要性をAEDが判断する



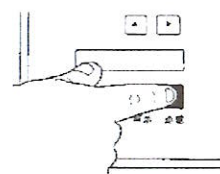
心電図解析中は誰も傷病者に触れてはいけません。

9 ショックボタンを押す

誰も傷病者に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押します。



ショックボタン



以後は、AEDの音声メッセージに従います。心肺蘇生とAEDの手順は、救急隊に引継ぐか、何らかの応答や目的のある仕草(例えば、嫌がるなどの体動)が出現したり、普段どおりの息が出現するまで続けます。

第3部 事例別対応資料

【事例別対応資料①】

セクシュアルハラスメント

事例 A教諭は、女性のB教諭に、親しさから、つい、何度か会話の中で性的な冗談を言った。B教諭は、その言葉が嫌で
たまたま、A教諭にそれとなく注意したが改まらなかったため、悩んだ末に管理職に相談した。

1 事例の分析と課題

- (1) この事例では、まず、被害を受けているB教諭の救済方法を考え、早急に対応する必要がある。
- (2) A教諭が加害意識を感じていないと考えられ、事情聴取や指導が必要である。
- (3) セクシュアルハラスメント防止のためには、校内研修等により、教職員の意識向上のための研修や、被害を受けた本人だけでなく周囲の人も注意できるような教職員の環境づくりが必要である。

2 緊急対応のポイント

【①セクシュアルハラスメントを受けたとき】

これはセクシュアルハラスメントではないかと感じる言動が続く場合は「その言動は、セクハラではないですか。」などとさりげなく（場合によっては毅然として）言い、さらに、その言動について信頼できる人に相談する。職場内で相談することが困難な場合には、その言動を具体的に記録しておき、他の相談機関等に相談する。

【②セクシュアルハラスメントの相談があったとき】

- (1) 相談体制の確立
 - 原則として2人の教職員で対応する。
 - 可能な限り同性の教職員が同席する。
 - 相談時間や相談場所等に配慮するとともに、関係者の人権やプライバシーを尊重し、秘密を厳守する。
- (2) 相談者からの事実関係等の聴取
 - ※相談者の主張に真剣に耳を傾け、丁寧に話を聞き、次の事項を把握する。
 - 被害者及び加害者とされる教師の関係はどのようなものか。
 - セクシュアルハラスメントの言動がいつ、どこで、どのように行われたか。
 - 相談者が加害者とされる教師に対してどのような対応をとったか。
 - 他の同僚等に相談をしたか。
 - ※聴取した事実関係等を相談者に確認し、記録しておく。
- (3) 加害者とされる教師からの事情聴取及び指導
 - 加害者とされる教師の主張に真剣に耳を傾け、丁寧に話を聞く。
 - セクシュアルハラスメントとは何かを理解させる。
 - 事実確認の結果、セクシュアルハラスメントと判断すれば謝罪をさせるなどして被害者との信頼関係回復を図る。
- (4) セクシュアルハラスメントと判断できない場合
 - 両者から聴取した事実関係に不一致があり、事実確認が十分できない場合などは、人権やプライバシーに配慮しながら、周囲の教職員等の第三者から事実関係等を聴取する。
- (5) 相談者に対する説明
 - これまで確認した事実関係を伝え、今後の具体的な対応や方針について、相談者に説明する。
- (6) 教育委員会への報告
 - セクシュアルハラスメントの相談対応を行った場合は、その状況を教育委員会に報告する。



3 未然防止のポイント

- (1) 人権意識高揚のための研修の充実…お互いが大切なパートナーであるとの認識の下、互いの人格を尊重し合えるように、人権意識の高揚のための研修の充実を図る。
- (2) セクシュアルハラスメント防止等に関する要綱等の制定
 - ① 教育委員会及び学校等で、方針の明文化とその周知・啓発を図る。
 - ② 相談・苦情への対応窓口を設置し、相談しやすい職場環境をつくる。

【事例別対応資料②】

出張中の交通事故

事例 A教諭は午後から行われる生活指導の会議に出席するため、発表資料を自家用車に積んで昼過ぎに学校を出た。校門を出てから、すぐ近くの交差点にさしかかった所で携帯電話が鳴り、気をとられたため、交差点を右折中の対向車と正面衝突した。相手の運転者は校区内の住民で負傷している。

1 事例の分析と課題

- (1) 負傷者の救護を最優先し、運転者としての義務を果たすとともに、被害者に誠意ある態度で対応することが大切である。
- (2) 安全指導及び厳正なサービスの徹底に努めることなどにより、地域社会の信頼を損なわないようにする必要がある。
- (3) 再発防止に向け、児童に交通安全指導を行う立場である教育公務員としての自覚を高める取組が必要である。

2 緊急対応のポイント

(1) 状況把握及び補足措置

- 連絡を受けた学校は、管理職等が現場に急行する。その際、学校と連絡を密に行う。
- 事故を起こした教師は次の対応を行うが、負傷していたり動揺していたりする場合があるので、措置状況を確認の上、補足措置を行う。
 - ア 負傷者救護、現場の保存と二次的な被害の防止
 - イ 警察への届け出、事実確認
 - ウ 相手の住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先の確認
 - エ 負傷者の搬送先の病院名、負傷の部位、程度の把握
 - オ 学校への連絡
 - カ 目撃者の確認(氏名、住所等)

(2) 教育委員会への連絡

- 管理職から電話等により事故の第一報を入れ、今後の対応について協議する。
- その後、適宜、続報を入れ、事故処理完了時点で文書で報告する。

(3) 対応方針の決定

- 事故の状況により、PTA役員への報告、児童への対応について協議する。
- 外部への対応の窓口は管理職が担当し、一本化する。

(4) 本人への指導

- 管理職から当該教職員へ、事後処理について相手方への謝罪、見舞い等、誠意ある対応を行うよう指導する。
- 教育公務員としての自覚と、服務規律の遵守を指導する。

(5) 保護者への対応

- 事件の社会的影響が大きいと考えられる場合は、教育委員会と連携を図り、保護者会の開催等により、事実及び今後の再発防止に向けた取組について説明・謝罪等を行う。

(6) 記録

- 確認した事実と学校としての対応を記録しておく。

3 未然防止のポイント

(1) 教育公務員としての自覚の高揚

勤務時間内外を問わず、教育公務員としての自覚をもち、交通法規の遵守と安全意識の高揚を図る。

(2) 服務規律の確立

- ① 全職員の通勤届けと通勤状況の確認をする。交通違反を犯したり、事故に遭ったりした際には、直ちに管理職へ報告するよう徹底を図る。
- ② 出張に関しては、交通手段等の把握を行うとともに、出張の命令、復命を適正に行う。

【事例別対応資料③】

成績書類等（個人情報）の紛失

事例 A教師は、提出〆切期日が迫っていることから、よくない思いながら、担任クラスの成績一覧表と担任児童の成績通知表を持ち帰り、自宅で作成することにした。帰宅途中、書店に立ち寄った。帰宅後、成績書類を入れた袋が無くなっているのに気づいた。すぐに書店に連絡したが、袋は既になかった。本を探している間に、少しの間だけと思って本棚の上に置いていた袋を忘れて帰ったようである。

1 事例の分析と課題

- (1) 教師が紛失に気づいた時点で、一人で処理しようとせず、管理職への連絡を速やかに行い、学校としての対応をしていく必要がある。
- (2) 児童の通知表等、多くの個人情報が記載されている書類が紛失した場合、書類を発見するための対応、関係機関への連絡、発見されない場合の対応等が早急に求められる。
- (3) 通知表等の諸表簿や児童の個人情報に係る文書の取扱いに関する規定を整備し、教職員が取扱いについて慎重で細心の注意を払うべきであることを理解し、徹底するための取組が求められる。

2 緊急対応のポイント

- (1) 上司や関係機関等への報告・連絡
 - 当該教師は、管理職に速やか報告し、その指示を受けながら、必要があれば、書店の管理者、警察へ紛失届(場合によっては盗難届)を提出する。
- (2) 事実関係の把握及び教育委員会への報告
 - 管理職は、事実関係等の状況を把握するため、当該教師から詳細な事実関係を聞いたり、教職員を現場に派遣したりする。また、第一報を教育委員会へ入れる。
- (3) 報道機関等への対応
 - 場合によっては、報道機関等外部への対応も必要となるので、管理職は、そのための校内の体制を確立し、窓口を一本化する。
- (4) 児童・保護者への対応
 - 児童のプライバシーに属する内容が第三者へ渡ったことも考えられることから、児童、保護者への謝罪や事情説明等を誠意をもって行う。
- (5) 文書作成に関する事後処理
 - 管理職は、通知表の再発行等、紛失した書類に関する適切な事後処理を教育委員会と連携を図りながら当該教師に指示する。
- (6) その他
 - この事例は、当該教師の服務上の問題、管理職の管理責任が問われる問題である。管理職は、適切な処理が行われるよう、教育委員会と連携・連絡を行う。

3 未然防止のポイント

- (1) 諸帳簿の取扱いに関する規定の整備
 - 管理職は、日ごろから、学校が備える諸表簿の取扱いに関する規定を整備しておくとともに、その管理の在り方について教職員に徹底しておく。さらには、成績処理等に係る管理の在り方等についても教職員に徹底しておく。
- (2) 諸帳簿の取扱いに対する職員の意識の徹底
 - 管理職は、児童のプライバシーにかかわる文書には慎重な取扱いが必要であることを教職員に徹底しておく。
- (3) 円滑な学校運営
 - 管理職は、勤務時間内に業務の処理がなされるよう、所属職員の指導や学校運営に日ごろから努める。

【事例別対応資料④】

体罰事件

事例 清掃時間中、竹ぼうきを振り回している児童がいた。清掃見回り中の担任は、この児童のほうきを取り上げ、ほうきの柄で児童の頭を殴ってしまった。児童の額が切れて出血した。保健室で手当ををしたが、出血が止まらないため病院に連れて行き治療をした。

1 事例の分析と課題

- (1) 児童の負傷に対する措置及び継続的な心のケアを行うことが大切である。
- (2) 学校側の責任が問われる事例であり、体罰が行われた様態・程度・経過・原因等の事実確認が必要である。
- (3) 保護者への誠意ある対応とともに、信頼回復が求められる。
- (4) 教職員に対して、体罰は理由のいかんを問わず許されない行為であるという意識の徹底を図る必要がある。

2 緊急対応のポイント

- (1) 応急処置
 - 担任は負傷した児童を保健室に連れて行き、応急処置を行うとともに、管理職に連絡する。
- (2) 校内救急体制に基づく通報
 - 関係職員に対応を指示する。時間的な余裕があれば、保護者から指定病院の有無を確かめ生徒を適切な方法で病院に搬送する。
- (3) 保護者への対応
 - 負傷に至るまでの経過と負傷の状況を正確に伝える。
 - 家庭訪問等により、校長はじめ担任等関係者が誠意ある謝罪をする。
- (4) 事実確認
 - 体罰を行った教師から、日時・場所・体罰の状況等、事実を詳細に聞き取る。
- (5) 教育委員会への報告
 - 体罰の状況を正確に教育委員会に報告し、今後の対応について協議する。
- (6) 外部への対応
 - 窓口は一本化し、記録に基づいた事実のみを情報として伝える。
- (7) 保護者への対応
 - PTAに対しては、役員会を開くなどして、経過と措置を明確に説明し、再発防止の取組等への理解を求める。
- (8) 児童への対応
 - 負傷した児童の完治に配慮するとともに、児童との信頼関係の回復に努める。
 - 他の児童に概要を正確に伝えるとともに、動揺を与えないよう指導する。

3 未然防止のポイント

- (1) 体罰根絶の徹底
 - 日ごろから、研修を通じて、教職員の人権意識を高め、体罰によらない指導方法を確立しておく。
- (2) 緊急連絡網等の整備
 - 事故発生時の教職員の救急体制と、保護者への連絡等の方法を考慮しておく。
- (3) 法的責任の認識
 - 教師の不法行為による学校事故において、教師が責任を問われる場合、①刑事上の責任、②行政上の責任、③民事上の責任があることを認識しておくこと。



【事例別対応資料⑤】

教職員のメンタルヘルス

事例 A教諭は、40歳代半ばまで、今年度現任校に着任した。担任している学級が、1学期後半から落ち着きがなくなり、2学期半ばからいわゆる「学級崩壊」の状態となった。A教諭は、頭痛、不眠、下痢等の症状に悩まされるようになったが、同僚に迷惑をかけたくないという思いから、2～3日休んでは出勤するという勤務状態を続けて、誰にも相談はしていなかった。しばらくして、心身とも疲れ切って出勤できない状態となった。

1 事例の分析と課題

- (1) 精神性疾患の発生については、職場環境の変化、仕事上のストレス、本人の体調、家庭の問題等、複数の要因の複合が考えられることから、状況を的確に把握した上で、医療機関と連携を図った対応が求められる。
- (2) この事例では、A教諭は相談をする人もなく一人で問題を抱え込んでいる状況がうかがえる。問題を深刻化させないために、校外で相談できる体制をつくる必要がある。
- (3) この事例では、A教諭の心身の健康状態について把握し、人権やプライバシーに配慮しながら早めに対応がとれるような体制づくりをする必要がある。

2 緊急対応のポイント

- (1) 状況把握及び問題発見
 - 管理職は、本人との面接により、心身の状態や学級の状況、保護者との関係等を詳細に把握する。また、本人の人権やプライバシーに配慮しながら、他の教職員から情報を収集する。
- (2) 医療機関への受診の指示
 - 頭痛、不眠、下痢といった身体症状が長引く場合は、管理職は専門の医療機関での受診を指示する。受診の指示に応じない場合は、粘り強く説得する。
- (3) 主治医や家族との連携
 - 管理職は、主治医や家族と情報交換を十分行い、連携を密にして今後の校務の取扱いなど対応方法を定める。
 - ① 本人の同意を得た上で主治医と連絡をとり、主治医に学校での様子を伝えるとともに、治療方針等を確認する。
 - ② 学校や家庭の状況について、家族と情報交換し、それぞれの役割を確認する。
- (4) 教職員の理解と協力体制
 - 管理職は、本人の人権やプライバシーに十分配慮しながら、教職員に状況を説明し、理解と協力を求めた上で、次の支援体制づくりを行う。
 - ① 本人に対する相談体制
 - ② 学級経営や教科指導にかかわる支援体制
- (5) 児童・保護者への対応
 - 当該教師は、他の教職員の協力を得ながら、学級機能の回復を図る。
 - 管理職は、保護者会等の適切な機会を設け、学級の状況や今後の指導方針及び対応方法について十分説明した上で、保護者の協力を求める。
- (6) 教育委員会への報告
 - 管理職は、本人の様子や保護者への対応等について、教育委員会に対して適宜報告し、教育委員会と十分に相談しながら、校内人事等、学校の体制を整える。
- (7) 支援の継続（当該教師が休職した場合）
 - 管理職は定期的に家庭訪問をし、本人と面接する。
 - 本人の状況が落ち着いてきたら、学校の状況等を伝え様子を見る。

3 未然防止のポイント

- (1) 早期発見及び早期対応
 - ① 管理職は、日ごろから教職員の心身の健康状態の把握に努め、症状があるときは、詳しく話を聞いた上で、相談機関の活用や医師の診察を受けるよう指示する。
 - ② 管理職は、学級経営や授業中の様子について把握し、必要な場合は指導・助言する。
- (2) 校内相談体制の確立と相談機関の活用
 - ① 管理職は、学校内で気軽に相談できる雰囲気や場所をつくり、教職員が相談しやすいようにすることにより、悩みを共有できる体制づくりをする。
 - ② 管理職は、教職員に対して相談機関の活用についても周知するとともに、自らも相談に当たり、人事管理に生かす。
- (3) 教職員の意識啓発と研修
学校では、教職員がメンタルヘルスに関して正しく理解し、ストレス解消方法を身につけるための研修を行う。